

# 緑の風 FAX版



NO. 91 2022年2月3日 JR東労組

JR 東労組ホームページ

## ご存じですか? 過半数代表者

パート2

### 過半数代表者になる要件 (労働基準法施行規程の第六条の二)

- ①監督又は管理の地位にある者ではないこと。
- ②法に規定する協定等を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者であって、**使用者の意向に基づき選出された者でないこと。**

### 禁止されている事項

- ①現場長等の指定職の方は過半数代表者になることは出来ません。
- ②会社が指名したり選挙や信任投票など公平な手続きなしになることは出来ません。
- ③会社が立候補を促したり「〇〇さんに投票して欲しい」とあっせんしたり、会社の意向に基づき選出された場合は無効です。



過半数代表者は労働者の過半数を代表する者であり、労働者間で公平な選出が行われるものです。JR東日本では便宜的に選挙や信任投票を会社が行っています。

### JR 東労組が交渉で確認したこと

(2018年度 申16号「労働基準法第36条1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」等に関する申し入れ その21)

- ①十分な周知期間を設けず選出手続きを行うこと。
- ②投票用紙に番号を記載し、その番号と社員名を対照させ、投票内容を把握すること。
- ③投票用紙を配布する際、特定の立候補者に投票するよう働きかけを行うこと。
- ④開票前に投票内容を確認すること。
- ⑤事前に周知していた投票期間を変更し、前倒して投票を行うこと。
- ⑥社員親睦会の代表者が選出手続きを経ずに過半数代表者になること。
- ⑦選出手続きを経ず、一方的に過半数代表者を指名すること。



2019年3月、JR東労組は会社と交渉を行い、組合員の不安な声を解消するため、上記の「不適切な手続きの禁止」について確認しました。また、過半数代表者に立候補することで不利益が生じないことも確認しました。

**公正・公平な選挙で、労働者の代表を選出しよう!**